

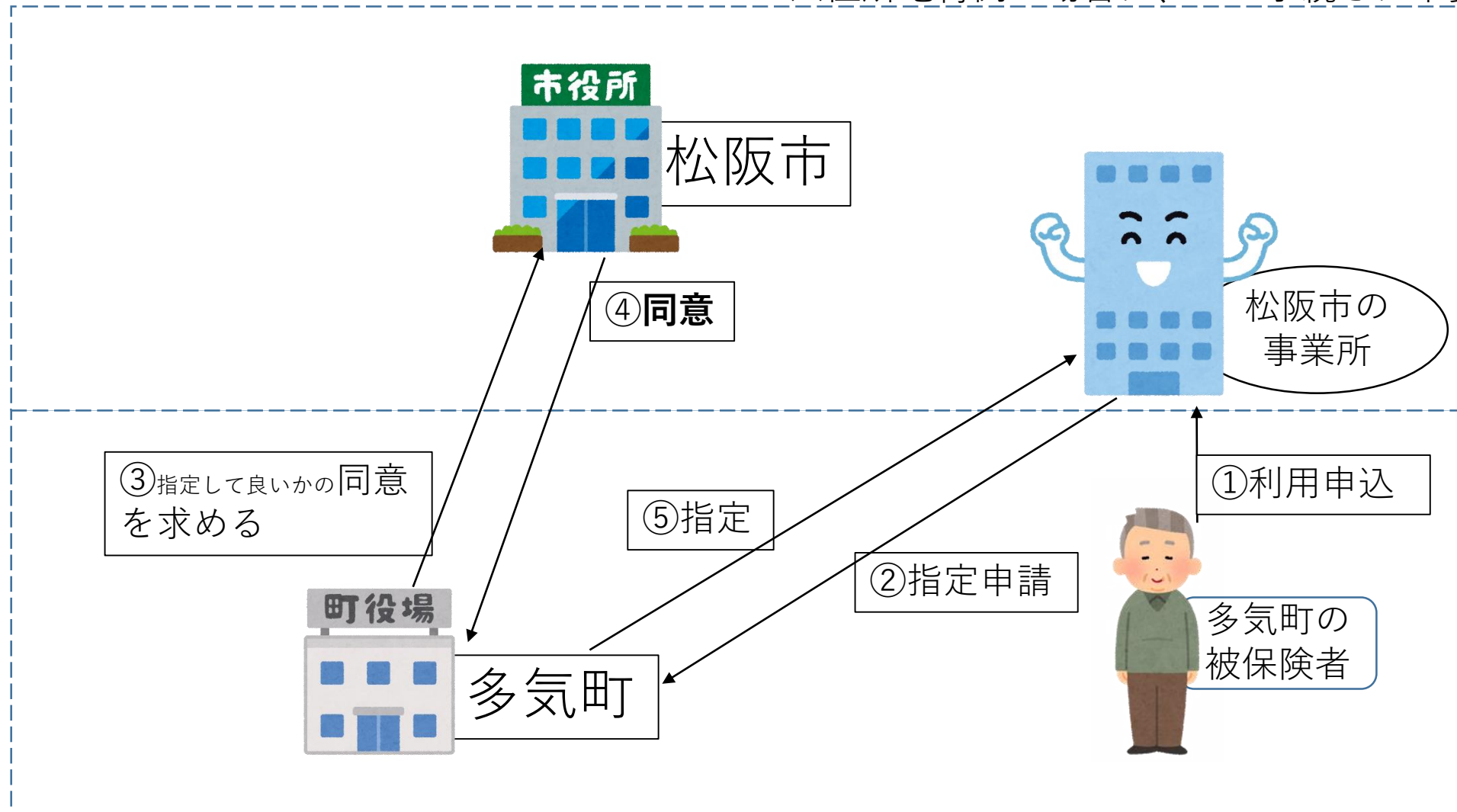
地域密着型サービスを 市町を超えて利用する場合 について

＊この動画は、「VOICEVOX:ぞん子」
を使用して作成しています。

- 令和 7 年 3 月 1 3 日に開催した、松阪市地域密着型サービス運営委員会において、「松阪市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する指針」を改正。
- 今般の改正は、分かりにくかった表現を改めたもので、運用は変更はありません。
- 改正後の同指針は、指定更新の際の指定通知書に同封して送付。
- 令和 2 年度から、現在の運用。

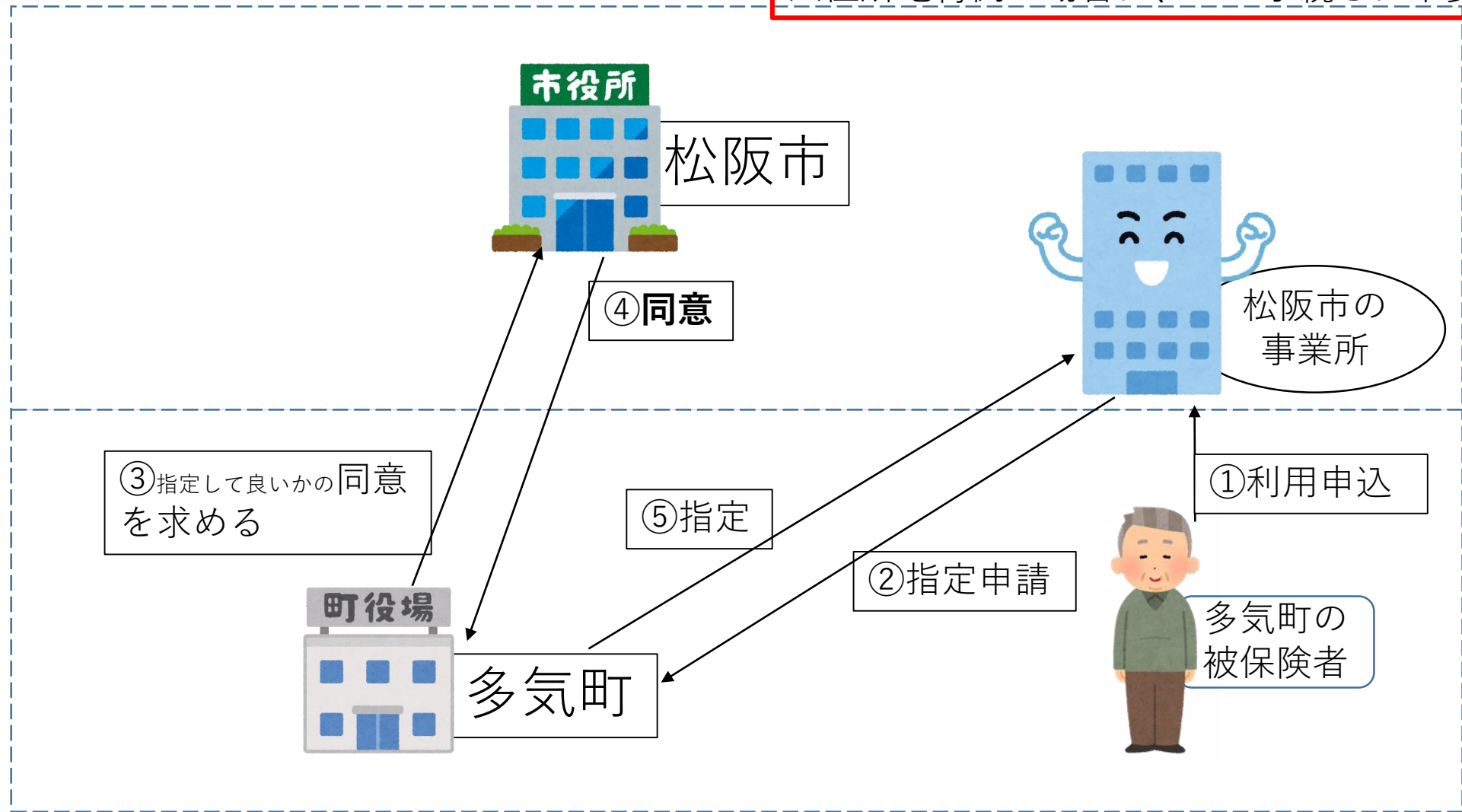
指定同意する（他市区町村の被保険者が松阪市の地域密着型サービスを利用したい）場合

※住所地特例の場合は、この手続きは不要です。



指定同意する（他市区町村の被保険者が松阪市の地域密着型サービスを利用したい）場合

※住所地特例の場合は、この手続きは不要です。



指定同意する（他市区町村の被保険者が松阪市の地域密着型サービスを利用したい）場合

入居・入所系（グループホーム、
特定施設、特別養護老人ホーム）

災害や虐待等により松阪市に居所を有
するとき

又は

- ・その事業所の定員に空きがあり、他
市区町村の被保険者の受入を認めてい
る。
- ・松阪市外の者と松阪市に転入して3
月未満の者の合計が、定員の0.1以下
- ・やむを得ない理由に該当するとき
 - ア 合理的な理由
 - イ その他

居宅系（デイサービス、小規模多
機能型居宅介護 等）

災害や虐待等により松阪市に居所を有
するとき

又は

- ・その事業所の定員に空きがあり、他
市区町村の被保険者の受入を認めてい
る。
- ・やむを得ない理由に該当するとき
 - ア 合理的な理由
 - イ その他

指定同意する（他市区町村の被保険者が松阪市の地域密着型サービスを利用したい）場合

入居・入所系（グループホーム、
特定施設、特別養護老人ホーム）

災害や虐待等により松阪市に居所を有
するとき

他市町で指定を受
ける必要**あり**

又は

・ 事業所の定員に空きがあり、他
市区町村の被保険者の受入を認めてい
る。

・ 松阪市外の者と松阪市に転入して3
月未満の者の合計が、定員の0.1以下

・ やむを得ない理由に該当する **き**

ア 合理的な理由

イ その他

他市町で指定を受
ける必要**なし**

居宅系（デイサービス、小規模多
機能型居宅介護 等）

災害や虐待等により松阪市に居所を有
するとき

又は

・ その事業所の定員に空きがあり、他
市区町村の被保険者の受入を認めてい
る。

・ やむを得ない理由に該当するとき

ア 合理的な理由

イ その他

***参考：令和2年3月31日まで**

指定同意する（他市区町村の被保険者が松阪市の地域密着型サービスを利用したい）場合

入居・入所系（グループホーム、
特定施設、特別養護老人ホーム）

・その事業所の定員に空きがあり、他
市区町村（**多気町、明和町、大台町、
津市**）の被保険者の受入を認めている。

・松阪市に転入してから3月未満の者
は入居できない。やむを得ず転入せず
に入居する人は、定員の1割以下。

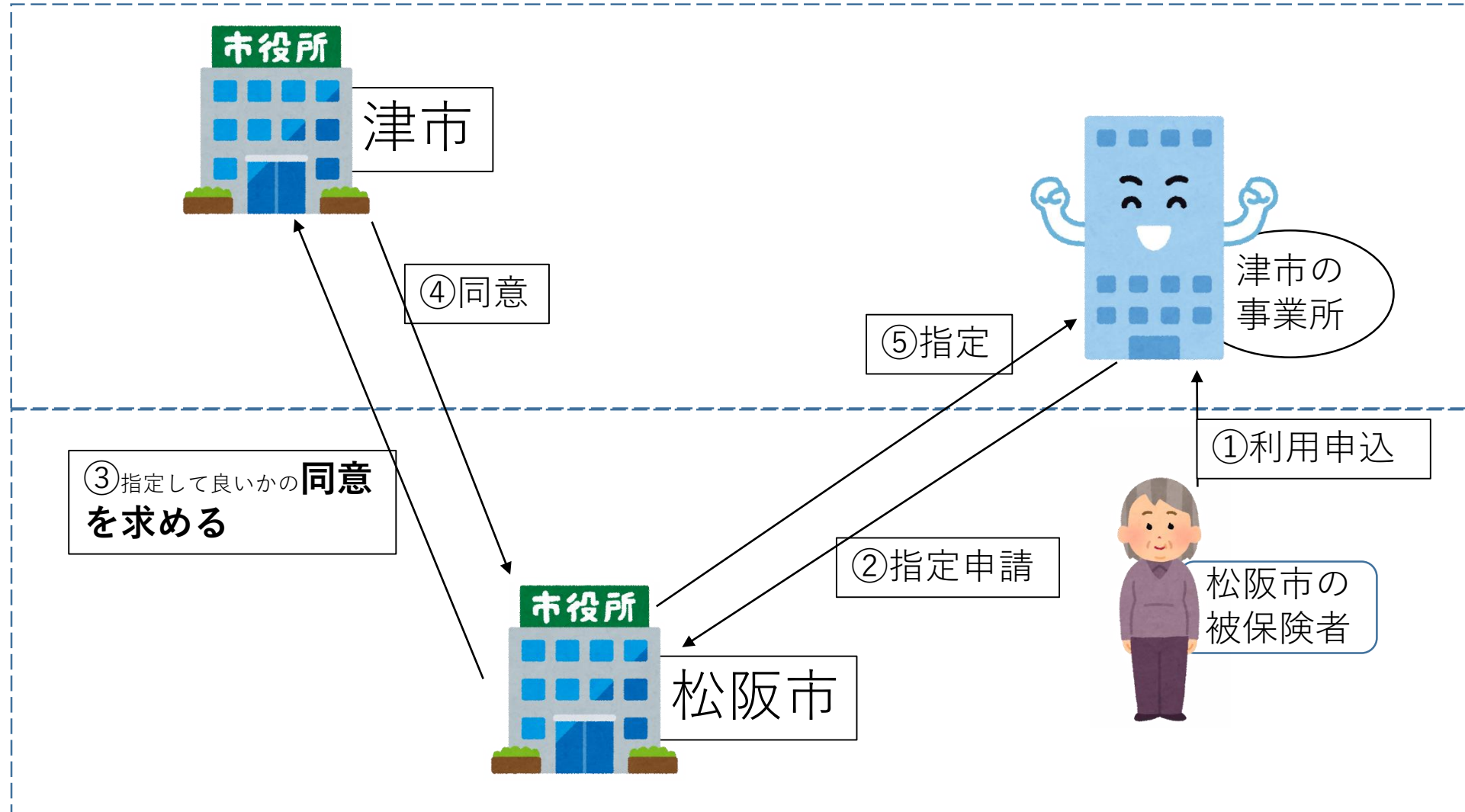
・やむを得ない理由に該当するとき

居宅系（デイサービス、小規模多
機能型居宅介護 等）

・その事業所の定員に空きがあり、他
市区町村（**多気町、明和町、大台町、
津市**）の被保険者の受入を認めている。

・やむを得ない理由に該当するとき

指定同意を求める（松阪市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用したい）場合
※住所地特例の場合は、この手続きは不要です。



指定同意を求める（松阪市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用したい）場合

入居・入所系（グループホーム、
特定施設、特別養護老人ホーム）

災害や虐待等により松阪市以外に居所
を有するとき

又は

- ・ その事業所の定員に空きがあり、松阪市の被保険者の受入を認めている。
- ・ 松阪市内の同一の入居・入所系サービスの事業所の定員等の理由により受入が困難なこと
- ・ やむを得ない理由に該当するとき
 - ア 合理的な理由
 - イ その他

居宅系（デイサービス、小規模多
機能型居宅介護 等）

災害や虐待等により松阪市以外に居所
を有するとき

又は

- ・ その事業所の定員に空きがあり、松阪市の被保険者の受入を認めている。
- ・ やむを得ない理由に該当するとき
 - ア 合理的な理由
 - イ その他